

華陽フロンティア高等学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条、平成29年3月14日に改定された国の基本方針の改定を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（改定事項1）

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。スマートフォンの無料通信アプリケーションによるグループ外し。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする。一方的な暴力的行為。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(3) 学校の方針

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。別紙参照「早期発見・事後対応マニュアル」
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織〈必置〉

いじめ防止対策推進法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【組織の名称】

華陽フロンティア高等学校いじめ防止・対策組織（いじめ防止・対策委員会）

【組織の構成員】

- ・ 学校関係者 ※校内組織として【校内いじめ対策委員会】を兼ねる。
校長・副校長・教頭（定・通）・生徒指導主事（定・通）
教育相談係（定・通）・各年次主任（定・通）・その他校長が指名した者
- ・ 第三者
弁護士・精神科医・臨床心理士・地域代表・PTA会長（定）・校友会会長（通）

【組織の運営】

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止・対策委員会を組織する。
- ・ 年2回（7月と1月）いじめ対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。（PDCAサイクル）

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・ 教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・ 生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。
- ・ お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・ 情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・ いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒指導部】

- ・ 学校生活における規律をただし、生徒が主体的に授業及び面接指導や行事に参加できるよう指導する。
- ・ 教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・ 心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・ 情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・ 外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・ 人権アンケートを実施し状況を把握する。
- ・ ㊦ボランティア清掃等の活動を通じて社会貢献活動へ参加をすることで、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・ ㊦MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動へ参加をすることで、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・ ㊦定期的に「いじめ実態調査」（迷惑調査・教育相談等含む）を実施し状況を把握する。
※調査は県のいじめ調査に合わせて年2回実施（県調査：7月・11月）

【教務部】

- ・ 授業及び面接指導の規律を整える。
- ・ 授業規律を整えるとともに、教科指導では分かる授業を確立する。
- ・ ユニバーサルデザインを取り入れた授業を推進する。

【進路指導部】

- ・ 進路目標の早期指導により、高校3年間および4年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・ インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。

【特別活動】

- ・ HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・ 集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・ 生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・ 学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・ 部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合える組織を目指す。

【渉外部】

- ・ 保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・ いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。
- ・ ◎PTA総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。

(3) 取組に向けての目標

- ・ 学校全体の取組内容を基にして、取組目標を毎年設定する。
- ・ 年度末には、取組目標について見直しを図る。(PDCAサイクル)

PDCAサイクル

- 1 Plan (計画) : 従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
- 2 Do (実施・実行) : 計画に沿って業務を行う
- 3 Check (点検・評価) : 業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
- 4 Act (処置・改善) : 実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする

(4) 年間計画 (学校いじめ防止プログラム)

定時制課程

月	行 事	取 組 内 容	目 的
4	始業式・入学式・PTA総会 教育相談 (二者懇談) 生徒自己理解調査 第1回生徒情報交換会 情報モラル講話	・学校いじめ防止基本方針の説明 ・生徒の生活状況や学校生活について 確認・外部機関による生徒検査 ・HR担任、保健室、教育相談からの 生徒に関する情報交換 ・SNSに関するモラル講話	・いじめに向かわない態度、能力の育成 ・いじめの早期発見 ・いじめの早期発見 ・いじめに向かわない態度、能力の育成
5	一日研修 第1回SC交流会	・グループ活動等を通して人間関係を 把握・確認 ・家庭生活の状況確認	
6	校内生徒生活体験発表会 第1回人権アンケート	・クラス代表及び部代表の生徒が書いた 体験作文を通して理解を深める ・いじめ防止の年間取組について検討	・いじめに向かわない態度、能力の育成 ・いじめが起きにくい、いじめを許さない 環境づくり
7	第1回いじめ防止等対策委員会 三者懇談	・人権及びいじめ調査 (無記名式) ・家庭生活の状況確認	・いじめの早期発見
8	教育相談 (二者懇談) 職員研修	・生徒の生活状況や学校生活について 確認 ・教育相談についての職員研修 ・修学旅行に関わる健康調査	・いじめの早期発見
9	第2回生徒情報交換会 第2回保護者交流会	・HR担任、保健室、教育相談からの 生徒に関する情報交換 ・生徒の生活状況や学校生活について 確認 ・家庭生活の状況確認	・いじめの早期発見 ・いじめの早期発見
10	一日研修・修学旅行	・グループ活動等を通して人間関係を 把握・確認	
11	人権統一LHR 薬物乱用防止講話 第2回人権アンケート	・人権について確認 ・薬物についての知識と防止取組 ・人権及びいじめ調査	・いじめに向かわない態度、能力の育成 ・いじめの早期発見
12	第3回保護者交流会 教育相談 (二者懇談)	・家庭生活の状況確認 ・生徒の生活状況や学校生活について 確認	・いじめの早期発見
1	第2回いじめ防止等対策委員会		
2		・いじめ防止の年間取組の検証と課題	・いじめが起きにくい、いじめを許さない 環境づくり
3			

通信制課程

月	行 事	取 組 内 容	目 的
4	始業式・入学式 職員研修会 フロンティア通信・HR連絡	・いじめ防止に関する講話 ・いじめ防止の年間取組について検討 ・いじめ防止、人権啓発	・いじめに向かわない態度、能力の育成 ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり ・いじめに向かわない態度、能力の育成
5	教育相談（二者面談） 第1回教育相談職員研修会 （生徒情報交換会議） フロンティア通信・HR連絡	・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・HR担任、保健室、教育相談からの生徒に関する情報交換 ・家庭生活の状況確認 ・いじめ防止、人権啓発	・いじめの早期発見 ・いじめの早期発見 ・いじめに向かわない態度、能力の育成
6	第2回教育相談職員研修会 （生徒情報交換会議） 保護者個別懇談会 フロンティア通信・HR連絡	・HR担任、保健室、教育相談からの生徒に関する情報交換 ・家庭生活の状況確認 ・いじめ防止、人権啓発 ・いじめ防止等対策委員会の計画確認等	・いじめの早期発見 ・いじめに向かわない態度、能力の育成
7	個別懇談会 人権アンケート 第1回いじめ防止等対策委員会 フロンティア通信・HR連絡	・家庭生活の状況確認 ・いじめ、迷惑調査（全校） ・いじめ防止、人権啓発	・いじめの早期発見 ・いじめに向かわない態度、能力の育成
8	職員研修 HR連絡	・教育相談についての職員研修 ・人権アンケートの分析、活用、対策	・いじめの早期発見
9	フロンティア通信・HR連絡	・家庭生活の状況確認 ・いじめ防止、人権啓発	・いじめに向かわない態度、能力の育成
10	第2回保護者交流会 フロンティア通信・HR連絡 第2回教育相談職員研修会 （生徒情報交換会議）	・いじめ防止、人権啓発 ・HR担任、保健室、教育相談からの生徒に関する情報交換	・いじめに向かわない態度、能力の育成
11	フロンティア通信・HR連絡	・いじめ防止、人権啓発	・いじめに向かわない態度、能力の育成
12	フロンティア通信・HR連絡	・反省と来年度に向けての方針 ・いじめ防止、人権啓発、家庭生活の状況確認	・いじめに向かわない態度、能力の育成
1	第2回いじめ防止等対策委員会 フロンティア通信・HR連絡	・いじめ防止、人権啓発	・いじめに向かわない態度、能力の育成
2	校誌フロンティア・HR連絡	・いじめ防止の年間取組の検証と課題 ・いじめ防止、人権啓発	・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり ・いじめに向かわない態度、能力の育成
3	フロンティア通信・HR連絡	・いじめ防止、人権啓発・生徒の生活状況や問題意識等の確認と引継ぎ ・生徒情報の引継ぎ	・いじめに向かわない態度、能力の育成

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

いじめ防止対策推進法：第23条

- 1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対応するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【組織委員会】

- ・学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。
- ・華陽フロンティア高等学校いじめ防止・対策組織（いじめ対策委員会）による対応
※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

【対応順序】

- ・被害者、加害者の事実関係の把握
(HR担任及び学年所属教員又は生徒指導部所属の複数教員が個別に事情を聞く。)
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断
(問題を認知した教員は、担任及び所属学年に報告し、状況確認と情報収集を所属学年で行い、人権侵害に当たるかどうかについて生徒指導委員会を開催し、検討し、いじめと判断された場合にはいじめ対策委員会へ移行する)
- ・被害者生徒のケア
(必要に応じて学校カウンセラー又は巡回専門相談員もしくはスペシャリストサポート事業により委嘱された臨床心理士によるケアを要請する)
- ・加害者生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮しながら指導を検討する)

- ・保護者への説明（事実確認、具体的な支援・指導方策を理解してもらい協力を促す）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告をする）
- ・経過の見守り

（当該生徒に関わる複数の教職員〔HR担任・当該学年所属教員・生徒指導部・教育相談係〕による継続的な支援・指導を行う）

- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等を生徒指導主事がまとめ報告書を作成する）

※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

いじめ防止対策推進法：第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【対応順序】

- ・いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに岐阜南警察署又は、生徒居住地轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

【学校主体による調査組織の編成】

- ・華陽フロンティア高等学校の校内組織である校内いじめ対策委員会に、さらに必要な第三者（弁護士・本校教育相談専門員・本校担当臨床心理士・PTA役員・校友会役員・学校評議員）を加えることができる。

※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

【学校主体による調査における注意事項】

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
（情報提供に個人情報に関わる場合には、学校長及び県教委に相談し指示を仰ぐ。）
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に説明する。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 調査結果は県教委に報告する。（県教委から県知事に報告する。）
- ・ 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。（外部からの学校に対する情報提供依頼等の窓口は、教頭が行う。）

(3) いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 情報等の取り扱い

(1) 個人調査データについて

生徒の個人調査データ（心理検査、いじめ調査、迷惑調査、人権アンケート等）の原本等の一次資料、事実確認の結果を記録した文章等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を卒業後5年とす

る。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する。

平成26年4月1日より
平成27年2月17日一部改定
平成27年4月末日 一部改定
平成28年5月末日 一部改定
平成29年5月末日 一部改定
平成29年10月末日 一部改定
令和元年7月末日 一部改定
令和2年3月末日 一部改訂

別紙「早期発見・事案対処マニュアル」

初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 *被害生徒、加害生徒、関係生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 加害生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 被害生徒の保護者への連絡	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害生徒・加害生徒・周囲にいた生徒から事情の聴き取り *被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害生徒からの聴き取りでは、生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *不測の事態に備え、生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する生徒からそれぞれ別室で聴き取る *生徒自身に状況を書かせる <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関（警察等）や中学校の状況を出身中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）	
報道相	<input type="checkbox"/> 管理職に報告した上での「いじめ対策委員会」の開催 *情報集約 *被害生徒・保護者への対応・支援、加害生徒・保護者への指導・支援 *他の生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 *全教職員への周知と共通認識を図る *今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事に報告 <input type="checkbox"/> 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告 *電話連絡の後、第一報報告様式で報告 TEL058-272-1111(内線 3143) <input type="checkbox"/> 場合によっては、PTA会長に報告	
生徒への対応	被害生徒	加害生徒
	<input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援 *本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する *今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する <input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア	<input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す <input type="checkbox"/> 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う <input type="checkbox"/> 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する <input type="checkbox"/> 心のケアを行う
保護者への対応	周囲の生徒への対応	
	<input type="checkbox"/> 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	
保護者への対応	被害生徒の保護者	加害生徒の保護者
	<input type="checkbox"/> 電話による概要説明 *事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 *複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする *詳細を説明し、誠意をもって対応する *学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する *場合によっては警察に被害届を出す	<input type="checkbox"/> 概要説明（家庭訪問、保護者来校等） *複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える *温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける *加害生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 *保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える *学校の指導・支援の在り方について説明する *被害生徒への対応（謝罪等）について相談する *事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する